

行政事業レビューシート (厚生労働省)

予算事業名	受給資格者創業支援助成金	事業開始年度	平成15年度	作成責任者		
担当部局庁	職業安定局	担当課室	雇用開発課	雇用開発課長		
会計区分	労働保険特別会計雇用勘定	上位政策	地域、中小企業、産業の特性に応じ、雇用の創出及び雇用の安定を図ること			
根拠法令 (具体的な条項も記載)	雇用保険法第62条第1項第5号、雇用保険法施行規則第109条及び第110条の2第3項	関係する計画、通知等	-			
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	雇用保険の受給資格者(失業者)自らが創業し、創業後1年以内に継続して雇用する労働者を雇い入れ、雇用保険の適用事業の事業主となった場合に、当該事業主に対して創業に要した費用の一部を助成することにより、失業者の自立を積極的に支援することを目的としている。					
事業概要 (5行程度以内。別添可)	雇用保険受給資格者(被保険者期間が5年以上であるものに限る。)自らが事業を開始し、事業開始後1年以内に雇用保険被保険者を1名以上雇用した場合、創業にかかる費用の1/3(150万円を上限)を助成する。 また、事業開始後1年以内に雇用保険被保険者を2名以上雇用した場合は、創業に係る費用に50万円の上乗せ助成を行う。					
実施状況	平成21年度支給実績: 1, 390件					
予算の状況 (単位:百万円)		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度要求
	予算額(補正後)	2,777	2,035	1,391	1,367	2,406
	執行額	1,680	1,591	1,967		
	執行率	60.5%	78.2%	141.4%		
	総事業費(執行ベース)	1,680	1,591	1,967		
自己点検	支出先・用途の把握水準・状況	支給要件を満たす事業主に支給。 支給事務を行う都道府県労働局から毎月報告を受け、詳細な状況を迅速に把握している。				
	見直しの余地	平成22年度から、創業にかかる費用の1/3の助成額の上限を200万円から150万円に見直した一方で、新たに、雇用保険被保険者を2名以上雇用した場合に50万円の上乗せ助成を行うこととしたところであり、今後、起業した申請事業主による雇用が一層進むものと期待しているところ。				
予算監視の・所見率化	概ね妥当であるが、予算の効率的な執行に努めるべき					
補記						

※金額は平成21年度実績(見込み)

厚生労働省
1,963百万円



【予算示達】

A. 都道府県労働局
1,963百万円



【助成】

B. 事業主
創業費用の一部を助成
1,390件・1,963百万円

資金の流れ
(資金の受け取り先が何を
しているかについて補足する)
(単位:百万円)

費目・使途
 (「資金の流れ」
 においてブロックごとに最大の金額が支出されている者について記載する。使途と費目の双方で実情が分かるように記載)

A.都道府県労働局			E.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
助成金	事業主に対する助成金支給	1,963			
計		1,963	計		0
B.事業主			F.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
助成金	創業に要した費用の1/3	1,963			
計		1,963	計		0
C.			G.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0